

## 抗体治療バックアップ病院の概要

## 1 役割

新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関以外の医療機関が自宅療養者等に中和抗体薬を投与する場合のバックアップ(病態悪化時の抗体治療医療機関からの相談及び、容体急変時の緊急の入院受入等)

## 2 バックアップ病院として申請登録が可能な医療機関

新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関

※中和抗体薬の投与を希望する医療機関(新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関以外)に対して、府からバックアップ病院の候補リストを提供。

## 3 申請・登録にかかる手続き

- (1) 中和抗体薬の投与を希望する医療機関は、バックアップ病院候補リスト等から連携先病院を選定し、バックアップ候補病院と個別に調整。
- (2) 調整後、連携について相互に合意が得られたら、中和抗体薬の投与を希望する医療機関が、大阪府に対し、「抗体治療医療機関」にかかる申請書(外来用もしくは往診用)を提出(申請書に「バックアップ病院」を記載する欄あり)。
- (3) 申請書のバックアップ病院記載欄に記載されている医療機関に対し、大阪府から内容に齟齬がないか、確認。
- (4) バックアップ病院について確認後、大阪府は「抗体治療医療機関」・「バックアップ病院」の登録を完了。

## 4 中和抗体薬投与後の基本的流れ(医療機関間で合意が得られている場合はその限りではない)

- (1) 中和抗体薬投与後、抗体治療医療機関は、患者に対し 24 時間以内の病態悪化時対応として自院の連絡先を伝える。また、抗体治療医療機関への連絡が不通となった場合や、容体急変時に備えバックアップ病院名を伝える。  
また、抗体治療医療機関は、バックアップ病院に対し、投与後、基本的な患者情報を伝える。
- (2) 24 時間以内に病態が悪化した場合、抗体治療医療機関は患者から症状を聞き対応を判断。  
※必要があれば、バックアップ病院へ対応を相談。
- (3) 抗体治療医療機関から、患者に対し、必要に応じて、医療機関への受診(抗体治療医療機関／バックアップ病院)を案内。
- (4) バックアップ病院への受診となった場合、バックアップ病院は、診察の上、必要な処置を行う。
- (5) 患者の症状から外来での対応ではなく、入院での対応となった場合は、バックアップ病院は所管保健所へ患者が入院したことを連絡。